

建設工事に係る最低制限価格算出式の変更について

工事入札に係る最低制限価格ラインを予定価格のおおむね 90 パーセント程度とするため、令和 2 年 4 月 1 日以降発注分から、次のとおり最低制限価格の算出式を変更します。

なお、算出結果による具体的な最低制限価格については、これまでと同様に入札前は非公表扱いとします。

変更点

1. 一般管理費の割合に $0.5/10$ (10 分の 0.5) を上乗せ

変更後の算出式

区分	最低制限価格の算出式 ※下線部分に変更箇所
すべての区分 について	【改正前】 (直接工事費 + 共通仮設費 + 現場管理費 × それぞれの区分の率 + 一般管理費 × <u>$5/10$</u>) × 1.1
	【改正後】 (直接工事費 + 共通仮設費 + 現場管理費 × それぞれの区分の率 + 一般管理費 × <u>$5.5/10$</u>) × 1.1 ※従来の一一般管理費に 10 分の 0.5 を上乗せ。